令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名 : 富士河口湖町

1. 全職員の係る情報

職員区分	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92. 1 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	97. 8 %
全職員	77. 8 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	_
本庁課長相当職	94. 7 %
本庁課長補佐相当職	94. 7 %
本庁係長相当職	98. 7 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	86. 8 %
31~35年	88.8 %
26~30年	88.0 %
21~25年	87. 4 %
16~20年	87. 1 %
11~15年	95. 4 %
6~10年	95. 7 %
1~5年	93. 5 %

【説明欄】

・役職段階別の本庁部局長・次長相当職区分については該当する職員がいないため記載なし。

* 勤続年数は、採用年度を継続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。